

第 7 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成22年3月2日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会厚生常任委員会会議記録

平成22年3月2日(火曜日)

午前10時2分開議
午前10時56分休憩
午前11時3分開議
午後0時6分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第4号 平成21年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第15号 平成21年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)
- 議案第20号 平成21年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)
- 議案第23号 熊本県難聴幼児通園施設条例等を廃止する条例の制定について
- 議案第24号 熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 財産の無償譲渡及び無償貸付けについて
- 議案第28号 財産の無償譲渡及び無償貸付けについて
- 議案第29号 財産の無償譲渡及び無償貸付けについて
- 議案第37号 指定管理者の指定について

出席委員(8人)

- 委員長 池田和貴
- 副委員長 山口ゆたか
- 委員 小杉直
- 委員 岩中伸司
- 委員 藤川隆夫
- 委員 鎌田聡

委員 佐藤雅司
委員 早田順一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

- 部長 森枝敏郎
- 医監 東明正
- 次長 坂田正充
- 次長 本田惠則
- 健康福祉政策課長 古森誠也
- 首席健康福祉審議員兼
- 社会福祉課長 坂田憲久
- 少子化対策課長 吉田勝也
- 高齢者支援総室長 江口満
- 高齢者支援総室副総室長 古谷秀晴
- 高齢者支援総室副総室長 橋本博之
- 障害者支援総室長 前田博
- 障害者支援総室副総室長 米満譲治
- 障害者支援総室副総室長 西岡由典
- 医療政策総室長 倉永保男
- 医療政策総室副総室長 永井正幸
- 医療政策総室副総室長 藤中高子
- 健康づくり推進課長 岩谷典学
- 健康危機管理課長 末廣正男
- 薬務衛生課長 内田英男

環境生活部

- 部長 駒崎照雄
- 次長 横田堅
- 次長 益田和弘
- 次長 谷崎淳一
- 首席環境生活審議員兼
- 環境政策課長 園田素士
- 環境政策監兼

環境立県推進室長 森 永 政 英
 環境保全課長 宮 下 勇 一
 水環境課長 小 嶋 一 誠
 自然保護課長 岡 部 清 志
 廃棄物対策課長 山 本 理
 廃棄物公共関与政策監兼
 公共関与推進室長 中 島 克 彦
 首席環境生活審議員兼
 水俣病保健課長 野 田 正 広
 水俣病審査課長 寺 島 俊 夫
 首席環境生活審議員兼
 食の安全・消費生活課長 小 原 忠 隆
 交通・くらし安全課長 高 野 利 文
 人権同和政策課長 吉 田 國 靖
 病院局
 病院事業管理者 若 本 隆 治
 総務経営課長 大 谷 祐 次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中 村 時 英
 政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

午前10時2分開議

○池田和貴委員長 全員そろったようでございますので、それでは、ただいまから第7回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行ってください。

それでは、初めに森枝健康福祉部長から総括説明を、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

森枝健康福祉部長。

○森枝健康福祉部長 おはようございます。健康福祉部でございます。

議案等の概要説明に先立ちまして、このとりのゆりかごにつきまして御報告させていただきます。

去る2月24日に、蒲島知事と幸山熊本市長で厚生労働省山井政務官に面会され、国がこのとりのゆりかご問題を全国的な事柄としてとらえ、積極的な関与をお願いしたところでございます。

政務官からは、重要な問題だと認識しており、全国の児童家庭相談体制の充実と周知等については早急に検討することとしたいが、検証会議への参加は難しい旨の発言がありました。

県としましては、今後とも引き続き、熊本市とも連携を図りながら、国に対して必要な対応を求めてまいります。

続きまして、本議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、補正予算関係2議案、条例等関係6議案の合計8議案でございます。

まず、第1号議案の平成21年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額60億4,800万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容は、国の経済対策により昨年度から本年度にかけて造成しました基金への積み増しでございます。

この中で、安心こども基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金等の4基金につきましては、新たな事業の追加等に伴う追加の交付金を基金に積み増しするものでございます。

さらに、障害者自立支援対策臨時特例基金など3基金は、基金の運用益や利息分を積み増すものでございまして、合わせまして総額94億5,800万円余を計上しております。

また、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、職をなくし生活困窮者となり、新たな職を求められる方々の就労、住宅確保等を支援するため、緊急雇用創出基金に9億1,600万円余を積み増しいたします。

減額分の主な内容としまして、基金を財源とした各種事業の見込み減等に伴いまして、医療施設耐震化整備事業など6事業分で総額28億700万円余の減額補正となっております。

また、平成21年度から22年度への繰越明許費としまして、新型インフルエンザワクチン接種負担軽減事業ほか2事業で、7億1,800万円余をお願いいたしております。

さらに、熊本県身体障害者福祉センターの平成22年度から24年度にわたる指定管理者の指定や医療施設耐震化整備事業の年度内の交付内示を行うため、また、平成22年4月1日から業務を開始する委託事業等の入札事務手続のため、総額8億2,700万円余の債務負担行為を設定しております。

次に、第4号議案平成21年度母子寡婦福祉資金特別会計補正予算でございますが、これは、高校や大学等の入学に充てる就学支度資金が大幅に増加したことに対応するため、900万円余の増額補正をするものであります。

以上、今回お願いしております健康福祉部の特別会計を含む補正予算の総額は60億5,700万円余の増額であり、補正後の予算総額は1,538億4,000万円余となります。

次に、第23号議案の熊本県難聴幼児通園施設条例等を廃止する条例の制定についてでございますが、平成22年度から県立の社会福祉施設8施設を廃止し、民営化することから、施設設置条例を廃止するものでございます。

次に、第24号議案の熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、熊本県身体障害者福祉センターの利用料金の区分に宿泊室を追加

することに伴う条例改正でございます。

次に、第27号議案から第29号議案の財産の無償譲渡及び無償貸付けについてでございますが、先ほど御説明いたしました県立の社会福祉施設の廃止に伴いまして、経営を引き継ぐ団体に対して土地の無償貸し付け及び建物等の無償譲渡を行うものでございます。

次に、第37号議案の指定管理者の指定についてでございますが、熊本県身体障害者福祉センターの管理運営について、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、指定期間が本年度で満了するため、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

以上が今回提案いたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係各課・総室長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○古森健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

先議分とされました説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、2段目の社会福祉総務費でございます。

説明欄をお願いいたします。

1の職員給与費につきましては、毎年1月1日時点の職員数とその給与額をもとに当初予算に計上しておりますが、今回の補正は、平成21年4月1日以降の人事異動や組織改編に伴う所要額の増減をお願いするものでございます。各課、総室の説明欄に職員給与と記載しているものにつきましても同様の趣旨でございますので、その説明は省略させていただきます。

なお、健康福祉部全体で総額1,531万円の増額をお願いいたしております。

次に、2の生活福祉資金貸付事業費の(1)貸付事務費補助でございます。

県社会福祉協議会が要保護世帯向けに居住用不動産を担保として貸し付けを行ういわゆる

るリバースモーゲージにおきまして、担保資産を競売にかけの際に必要な費用120万円を計上しておりましたが、本年度対象となる案件がなかったために減額するものでございます。

次に、(2)臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助でございますが、資金の貸付償還等一連の債権管理を行うシステムにつきまして、貸付希望者が複数の都道府県で重複受給することがないように、全国への照会機能を新たに設定するためのシステム改修が行われましたことから、改修費用の本県負担分450万円を増額し、県社会福祉協議会に助成するものであり、全額国庫でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

4の社会福祉諸費の(5)市町村派遣職員負担金でございます。

県の福祉総合相談所への熊本市職員の受け入れについて、前年度から引き続き在籍する1名分の予算を計上しておりましたが、4月にさらにもう1名の職員派遣がありました。その職員の給与等は派遣協定に基づき県が負担することになっており、556万円の増額をお願いしております。

次に、(6)福祉・介護人材緊急確保事業でございます。

経済対策として、福祉・介護人材の定着や参入促進を目的に、介護福祉士養成施設等への補助事業4件、県社会福祉協議会への委託事業2件を実施しております。これに伴う予算は8,696万円余でございますが、今回3,750万円余の減額をお願いしております。

主なものは、介護や福祉の仕事を目指す学生をふやすための進路選択の学生等支援事業で、新入生の定員充足率60%未満という補助の対象要件がありましたが、予算措置の段階では定員充足率がわからないため、県内すべての介護福祉士養成施設6校分を計上させていただきました。結果は、2校のみが対象となったため、1,740万円の減額となっております。

ます。

また、小規模事業所が連携して研修等を実施する場合に補助を行う複数事業者連携事業で、設置主体が異なる小規模の事業所が合同で研修等を行うという意識の醸成が短期間では難しく、16件の合同実施にとどまり、968万円余の減額となっております。

次に、(7)社会福祉施設等耐震化等特別対策事業でございます。

これも経済対策として実施しているものです。さきの6月補正で熊本市所管施設のスプリングラー整備事業分として8,870万円をお願いしておりましたが、熊本市が平成21年度での実施を見送ったことにより不用となったものでございます。

次に、6の社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業でございます。

こちらでも経済対策として実施しているもので、事業費の負担割合は、国2分の1、県または熊本市4分の1、事業者4分の1となっており、国の負担分につきましては、さきの6月補正で24億円余の基金積み立てを行っております。県の負担分については、地域活性化・公共投資臨時交付金を9割充当いたしますが、この交付金を来年度以降も活用するためには今年度中に基金に積み立てる必要があります。平成22年度、23年度の所要見込み額と基金の運用利息を合わせた7億7,600万円余について基金の積み増しをお願いするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

2段目の社会福祉施設費でございます。

説明欄1の社会福祉施設借入金利子補給でございますが、補助対象法人のうち3法人が借入金の繰り上げ償還を行ったことで、今年度の所要額が222万円余の減額となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございますが、説明欄4にあります衛生総合情報システム運営費につ

きまして、公費負担システム端末機器の設定業務の委託を廃止し、職員みずから実施することで19万1,000円の経費を節減したものでございます。

以上、健康福祉政策課の補正予算としまして、総額6億9,761万1,000円の増額をお願いいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

公衆衛生費で、新型インフルエンザワクチン接種負担軽減事業、3億9,402万円余をお願いしております。

これは、市町村がこの事業を実施した場合にその費用の4分の3を補助するものでございますが、請求が4月以降になったものについても補助の対象とされたことから、この所要見込み額について繰り越しの設定を行うものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業と障がい者福祉施設整備費において、経済対策として前倒しで実施した結果、2カ年にまたがるものや事業開始がおくれたために来年度への繰り越しが必要となったものであり、3億2,414万円余の増額をお願いいたしております。

最後に、8ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

保健・医療・福祉関係業務については、健康福祉部すべての課、総室に関するもので、小児救急電話相談事業、いわゆるシャープ8000番や、県内10保健所で行う犬捕獲・抑留等業務など44業務、6億2,160万円余でございます。これらの業務につきましては、平成22年4月1日から業務を開始するために、3月中に入札等の事務手続を終えて契約内容を確定する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

健康福祉政策課は以上でございます。御審

議のほどよろしくお願いいたします。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

2段目の遺家族等援護費で619万9,000円の増額補正をお願いいたしております。

次の10ページとも、説明欄のとおり、各事業の国庫支出金の内示増等によるもの及び3の国庫支出金返納金は、20年度の事業費確定に伴う国庫支出金精算返納金でございます。

次に、10ページの中ほどの生活保護総務費でございますが、8億2,370万7,000円の増額をお願いいたしております。

増減の主なものですが、説明欄1の(3)でございますけれども、生活保護世帯進学「夢」応援事業、これは、生活保護世帯の子供に対し生活費を貸し付け、大学等の進学を支援する事業、今年度の新規事業ですけれども、20名の貸付枠に対しまして6名の利用実績となっており、今回670万5,000円を減額するものでございます。

次の11ページ、(6)の住宅手当緊急特別措置事業ですが、7,393万円の減額をお願いいたしております。これは、国の経済危機対策の一環で、失業等により住居を喪失している、またはそのおそれのある方に対して住宅手当を支給し、住居の確保を行う事業ですが、9月補正でお願いいたしております。国の示した算定方式により予算措置をいたしておりましたが、利用が見込みより少なく、今回減額するものでございます。

4の保護施設整備費は、保護施設のスプリンクラーの設置に伴う補助ですが、実際の事業費が少なかったことに伴う減額でございます。

5の国庫支出金返納金ですが、20年度の事業費の確定等に伴う国への返還金でございます。

12ページをお願いいたします。

6 新規でございますけれども、緊急雇用創出基金積立金で9億1,688万1,000円を計上いたしております。

これは、既に、県に設置してございます緊急雇用創出基金、労働雇用総室で所管いたしておりますけれども、これに対して、今回、国の2次補正で交付金の追加配分がっております。このうち9億円余を生活困窮者の支援の強化を目的に、住まい対策実施分として、住宅手当や緊急一時宿泊施設設置等に要する経費に充てるため、雇用対策分と区分して今回積み立てるものでございます。

中ほどの扶助費でございますが、生活保護の扶助費で、最近の保護世帯の増加に伴い、今回増額するものでございます。

以上、社会福祉課で総額8億9,638万円の増額補正となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

内容につきましては、右の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。

まず、児童福祉総務費につきましては、右の補正額の欄にありますように、総額で22億200万円余の増額をお願いするものでございます。

説明欄の3番、児童健全育成費、(1)多子世帯子育て支援事業は、宝くじ収入の充実に伴う財源更正をお願いするものでございます。

(2)保育充実専門研修事業は、市町村が実施します保育士を対象とする研修に対する補助の実績が、当初見込みより下回ったことによる減額でございます。

(3)児童健全育成事業は、放課後児童クラブの実施箇所数が見込みより少なかったことによる運営費補助の減額でございます。この結果、21年度は224カ所での事業実施となり

ます。

(4)放課後児童クラブ施設整備事業は、市町村等の施設整備が見込みより下回ったことによる減額でございます。この結果、21年度は6カ所での整備となります。

4番の保育大学校費は、水前寺1丁目でございます保育大学校の学生寮の敷地、面積が292.4平米ございますが、これを処分するに当たりまして、当初は建物を解体後に売却する計画でございましたが、建物つき売却へと売却方法を改めたため、解体工事費等が不用になったことに伴う減額でございます。

なお、1月22日に入札を行っておりまして、2,300万円で個人の方が落札され、その結果、2月12日に売買契約を締結しております。

次の14ページをお願いいたします。

5. 国庫支出金返納金は、平成20年度に受け入れた国庫補助金のうち、交付確定に伴い、国庫への返納が必要なものを予算計上するもので、その内容は、児童健全育成事業の補助金等でございます。

6の安心子ども基金積立金でございます。

平成20年度に全額国の交付金を財源として県に安心子ども基金を造成し、これを活用して子供を安心して育てることができる体制の整備を目指し、保育所の施設整備を初め各種の事業を実施しております。今回、ひとり親家庭等在宅就業推進事業等を実施するため、国からの交付金を受け入れて同基金に積み増しするものでございます。

なお、これを財源として実施する事業につきましては、当初予算に計上しております。

次の児童措置費について、1億900万円余の増額をお願いするものでございます。

内訳としては、まず、説明欄の1. 児童扶助費でございます。

(1)県措置にかかる措置費の支弁は、国の制度改正に伴い里親手当が増額されたこと、また、里親の委託児童数がふえたこと、さら

には地域小規模児童養護施設の指定数の増加等により、当初の見込み額を上回ったための増額でございます。

(2)市にかかる母子生活支援施設等の運営費の支弁につきましては、複数の市において当初見込みよりも母子生活支援施設や助産施設入所者が増加したことによる増額でございます。

(3)市町村にかかる保育所運営費の負担金につきましては、保育所入所児童数が当初見込みよりも増加したことによる保育所運営費負担金の増額でございます。

(4)県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁につきましては、当初見込みより母子生活支援施設や助産施設の入所者が増加したことによる増額でございます。

15ページをお願いいたします。

3の児童手当費については、市町村の所要額見込み調査を行った結果、減額をお願いするものでございます。

次に、中段の母子福祉費については、総額5,000万円余の減額をお願いするものでございます。

2の児童扶養手当支給事業費の(2)扶助費は、児童扶養手当の受給者数及び受給者の所得に応じて決まります支給単価が当初見込みより低下したことにより減額をお願いするものです。

3.ひとり親家庭医療費は、市町村の所要見込み額の減に伴うものです。

次に、下段の児童福祉施設費でございます。

総額で1億9,700万円余の減額をお願いするものでございます。

1の市町村保育施設運営費補助の特別保育総合推進事業は、一時保育など特別保育事業の実施箇所数の減に伴う減額でございます。

2.児童福祉施設整備費の(1)保育所等緊急整備事業は、当初予定されていた保育所整備の2カ所分が翌年度送りになったことに伴

う所要額の減でございます。

16ページをお願いいたします。

3番、施設職員退職共済費は、社会福祉施設等に勤務する職員の退職金の一部を負担するもので、単位金額、施設職員数が当初見込みを下回ったことによる所要額の減額でございます。

4の児童相談所費の(2)子ども虐待防止総合推進事業は、国庫委託事業に係る交付決定の減額によるものでございます。

5.児童一時保護所費の中央児童相談所管理運営費、扶助費は、一時保護自体の増加、また、一時保護の長期化傾向により児童の学習環境確保のために行う施設や里親への一時保護委託が大幅に増加したことに伴う増額でございます。

なお、この一時保護所費につきましては、11月補正でも増額をお願いいたしました、その後障害児施設への一時保護委託のケースが3件発生したこと等により不足が生じるための増額でございます。

同ページの下段に、母子寡婦福祉資金特別会計繰出金として300万円余を計上しております。これは、貸付原資の不足に伴う繰出金本体300万円及び運用益相当分10万円余の特別会計への繰り出しでございます。

以上、少子化対策課の一般会計補正予算といたしまして、総額20億900万円余の増額をお願いいたしております。

次の17ページをお願いいたします。

母子寡婦福祉資金特別会計につきまして、ただいま御説明いたしました一般会計から特別会計への繰り入れ300万円につきまして、国からの借入金600万円を合わせまして、計900万円の増額補正を行い、貸し付け原資の不足に対応するものでございます。

なお、母子寡婦福祉資金貸付金につきましては、本年度から、国の制度改正により保証人の要件が一部の資金につきまして緩和され、原則不要となりました。

また、県におきましても、特に修学資金の手続で入学前に予約制度というようなことを導入したこと、また、そうしたことをPRしておりまして、そうした原因から借り入れというのが増加しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江口高齢者支援総室長 高齢者支援総室の江口でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

まず、老人福祉費でございます。

2の高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業でございますが、補助の対象とする事務費の基準額が当初見込みを下回ったこと等によりまして、200万円余の減額補正を行うものでございます。

次に、3の高齢者福祉対策費、(6)認知症診療・相談体制強化事業でございますが、これは、入札による委託料の減等によりまして、1,700万円余の減額補正を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。

4の国庫支出金返納金でございますが、平成20年度分の在宅福祉事業費補助金等の精算返納金として800万円余を計上しております。

次に、5の介護保険対策費の(2)介護給付費県負担金交付事業でございますが、市町村における介護給付費の見込み減によりまして、2億円余の減額補正を行うものでございます。

次に、(3)地域支援事業交付金交付事業でございますが、市町村における事業実施の見込み増によりまして、2,800万円余の増額補正を行うものでございます。

次に、(4)介護職員処遇改善交付金事業でございますが、この事業は、経済危機対策によりまして、今年度から始められた交付金事

業でございます。今年度、21年度は10月からスタートということとして、6月補正時点では3月までの半年間分を対象とするということとございました。しかし、その後、国の方で整理が行われまして、10月から1月までの4月分を対象とするというふうに整理されました。

これは、この交付金が事業所に対しまして介護報酬とセットで交付をされるというスキームになりまして、介護報酬そのものが実際のサービス提供月の2月おくれで支払われるということですので、年度内に支払われる分は1月サービス提供分ということになりました。そういった関係で、21年度については10月から1月分までを対象とすると、2月、3月分は来年度に交付されると、こういうことになっております。その関係で、6月補正で計上いたしました分から2月分を今回減額するというところで、4億1,900万円余の減額補正を行うこととしております。

続きまして、6の介護保険財政安定化基金積立金でございますが、市町村からの基金への繰り上げ償還の見込みがなかったということ等によりまして、900万円余の減額補正を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

7の介護職員処遇改善等臨時特例基金積立金でございますが、この介護職員処遇改善等臨時特例交付金には2種類ございます。1つは、介護職員処遇改善交付金として支払われる分でございます。もう一つが、この3年間の施設整備に伴いまして新しい施設整備、そしてその開設が円滑に進むようにということと施設開設準備特別対策事業と、この2つがこの基金の対象事業となっております。

今回は、この介護職員処遇改善交付金の追加交付分と、あとは、施設開設準備等特別対策事業分につきましては、6月補正で予算要求しておりませんでしたので、今回まとめてその分を計上することとしております。合計

で16億800万円余の増額補正を行うものでございます。

続きまして、老人福祉施設費でございます。

1の老人福祉施設整備費の(1)老人福祉施設整備等事業でございますが、国から交付されます経済危機対策に係る交付金を最大限活用するため、地域活性化公共投資臨時交付金を充てることとしておりました分を経済危機対策臨時交付金へ財源更正を行うものでございます。

(2)介護基盤緊急整備等事業でございますが、9月補正予算の要求時点におきましては、平成21年度に整備を予定しておりました事業について、一部平成22年度以降に実施すると。市町村の方で今年度事業ということで事業者を募集しました結果、事業者からなかなか手が挙がらなかったということで、その分については22年度に改めて募集を行うとしている分がございます。この分につきまして10億600万円余の減額補正を行うものでございます。

次に、(2)の介護基盤緊急整備等臨時特例基金積立金でございますが、6月補正予算時点におきましては、昨年3月に策定いたしました当初計画分のみを計上しておりましたけれども、その後、経済危機対策に伴いまして、市町村との調整を行い、その確定した上乘せ整備計画に基づく追加交付分について、今回当該基金へ積み増しを行うものでございます。47億8,000万円余の増額補正を行うこととしております。

高齢者支援総室全体といたしましては、47億4,400万円余の増額補正を行うこととしております。

以上、よろしく願いいたします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

予算関係のほか、条例2議案、それから財

産の無償譲渡、無償貸与について3議案、指定管理者の指定について1議案でございます。よろしく願いいたします。

まず、予算関係でございますが、21ページをお願いいたします。

1の(3)の障害福祉サービス費等負担事業でございます。

障害者福祉に係るサービス報酬費の市町村への県負担金でございます。市町村に対する所要見込み額調査を行いましたその結果が、当初見込み額を上回ったことによる増額補正でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

(5)の障害福祉サービス事業者等運営安定化事業でございます。

障害者福祉サービス報酬が月割りから日割りに算定方法が変更されたことによる事業者収入の減少分を緩和し、事業所の安定的な運営を確保するものでございます。

今回は、インフルエンザの流行等に伴い、事業者の収入減に対応するための増額補正でございます。

次に、(6)の障害者自立支援法移行促進事業でございます。

障害者自立支援法への移行に向け、施設基準を満たすための改修等を事業者が行う場合にその改修費を補助するものでございます。補助申請件数が当初の見込みを下回ったために減額補正を行うものでございます。

(8)の福祉・介護人材の処遇改善事業でございます。

質の高い人材を確保するため、職員処遇の改善を行う事業者への補助を行うものでございます。補助期間を当初10月から3月までの6カ月間を予定しておりましたが、国からの通知によりまして、10月から1月までの4カ月間に変更されたことによる減額補正でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

最下段の5の重度心身障がい者医療費で

ございます。

重度の障害者に対する医療費の助成事業で
ございます。市町村への見込み調査の結果、
減額補正を行うものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

7の障害者自立支援対策臨時特例基金積立
金でございます。

昨年の6月議会におきまして、基金につ
きまして、国が示した算式により基金の暫定積
み増しを行ったところでございますが、国か
らの通知がございまして、それに基づき補正
を行うものでございます。

次に、児童措置費でございます。

1の事業でございますが、障害児が施設を
利用した場合のサービス報酬費の県の負担分
でございます。施設利用者が見込みを下回っ
たためによる減額補正でございます。総額3
億8,600万円余の減額補正でございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。

26ページをお願いいたします。

熊本市長嶺町にあります社会福祉施設身体
障害者福祉センターの管理運営業務につ
きまして、指定管理者の指定に伴い、平成22年度
から平成24年度までの3年間について債務負
担行為の補正を行うものでございます。

次に、条例関係でございます。

39ページをお願いいたします。

第23号議案熊本県難聴幼児通園施設条例等
を廃止する条例の制定についてございま
す。

40ページの条例(案)の概要で御説明をさ
せていただきます。40ページをお願いいたし
ます。

平成22年度から、県立社会福祉施設のう
ち8施設を県の財政再建戦略等に沿いまし
て民営化するために、次に掲げる条例を廃止
するものでございます。

なお、(6)の熊本県あかねの里設置条例に
つきましては、この条例の中で3施設が規定
をされておりますので、(1)から(5)までの5

施設と合わせて8施設ということになりま
す。

施行期日は、平成22年4月1日となりま
す。

次に、ただいま御説明をいたしました県立
社会福祉施設の民営化と関係がございま
すので、43ページから49ページの第27号議案、28
号議案、29号議案について御説明をさせて
いただきます。

まず、43ページの27号議案、財産の無償譲
渡及び無償貸与についてでございます。

県立社会福祉施設の民営化に伴いまして、
熊本市戸島町にありますあかねの里3施設関
連の建物及び土地等を社団法人熊本県精神科
病院協会に無償譲渡、無償貸与を行うもの
でございます。本年4月1日から、県のこれま
での業務を同協会が引き継ぎ、障害者福祉サ
ービスを提供することとなります。

次に、44ページをお願いいたします。

第28号議案でございます。

第27号議案と同様、県立社会福祉施設の民
営化に伴いまして、熊本市長嶺町にあります難
聴幼児通園施設ひばり園のほか2施設及び宇
城市松橋町にございます障害者支援施設熊本
県くすのき園等2施設の関連の建物、土地等
を社会福祉法人熊本県社会福祉事業団へ無償
譲渡及び無償貸与するものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。

第29号議案でございます。

前議案と同様、宇城市松橋町にあります知
的障害者施設熊本こすもす園関連の建物、土
地等を社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会
に無償譲渡及び無償貸与をするものでござ
います。

なお、無償貸与を行う土地につきまして
は、8施設いずれにおきましても、貸し付け
期間を平成22年4月1日から平成27年3月31
日までの5年間といたしております。

次に、前に戻りますけれども、41ページを
お願いいたします。

第24号議案熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

社会福祉施設熊本県身体障害者福祉センター内での宿泊室の利用料金等について、関係規定を整備するものでございます。

これまで、宿泊室の利用料金につきましては、シーツのクリーニング代等の実費の徴収ということもありまして、条例に規定を設けておりませんでした。金額等について周知を図り、利用者への利便を図るため、条例で今回明示することとしたところでございます。

最後に、47ページをお願いいたします。

37号議案指定管理者の指定についてでございます。

26ページの債務負担行為の補正及び、ただいま御説明をいたしました、41ページの24号議案の宿泊料で御説明をいたしました。熊本県身体障害者福祉センターの指定管理についてでございます。

昨年11月から12月にかけて指定管理者を募集をいたし、本年1月に開催をいたしました選定委員会におきまして、社会福祉法人熊本県社会福祉事業団を指定管理者の候補者として選定をされたところでございます。この選定を踏まえ、社会福祉事業団を指定管理者として指定することにつきまして、議会にお諮りをするものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

まず、国民健康保険指導費でございますけれども、右の方の説明欄をごらんいただきたいと思いますが、3の国民健康保険制度安定化対策費でございます。

これは、市町村におきまして、低所得者の

方々の国民健康保険料の軽減等を行った場合に県も一部負担を行っておりますが、その見込み額が下回ったための減額補正でございます。

これは全体では約145億ほどの分という形になっておりますので、今回減額する分は2億8,000万余ということになっております。

それから、4番目の国民健康保険広域化等支援基金積立金でございますけれども、これは、財政悪化によりまして、国民健康保険料の急激な負担を緩和し、安定的な運営と円滑な広域化を支援するため、貸し付けを行うための積立金でございます。支援基金の方に拠出するものでございます。8,900万ということで増額しておりますが、この中での約7,900万ほどは、合併に伴いまして植木町からの一括繰り上げの返済等に伴う増額の補正になっております。

それから、次の公衆衛生総務費ですが、28ページをごらんいただきたいと思います。

この中で、(5)ですけれども、医師確保総合対策事業でございます。

医師確保につきましては、21年度に、国の方のいろんな取り組みも踏まえまして、新たな事業ということで、救急勤務医の確保事業であるとか、あるいは短時間正規雇用勤務支援事業ですとか、産科医等の確保事業ということで、いろいろと取り組むことで予算を設定しておりましたけれども、なかなか事業者の方のいろんなその辺の仕組みに対する認識等も不十分なところもありまして、実際の利用につきまして、当初参加するというところで意思を持っておられたところもいろいろありましたんですけれども、辞退をされるところ等も出てきておりまして、それに伴う減でございます。

それから、(6)でございます。療養病床転換助成事業です。

1億4,900万ほど減額を予定しておりますが、療養病床の再編に伴いまして、医療療養

病床から老人保健施設への転換に要する費用を助成するものですが、今年度申請がありませんでしたので、全額を減額するということをお願いしております。

それから、(7)ですけれども、医療施設耐震化整備事業ですが、9月補正のときに一応この事業の分で、11億6,000万ほどの分で予算を設定いたしましたけれども、実際いろんな手続をとって行く中で、今年度に事業を執行するところが1事業所になりましたので、それに伴う分としての減額でございます。

それから、2の後期高齢者の医療対策費でございますが、(1)後期高齢者医療給付費県負担金事業でございますけれども、これにつきましては、後期高齢者の医療広域連合が実施しております後期高齢者医療給付に対する県の定率負担金でございます。見込み額が当初の見込みを下回ったための減額でございます。

それから、(2)ですが、後期高齢者の医療制度高額医療費負担金でございますけれども、これにつきましては、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政負担を軽減するための負担金でございます。これは所要見込み額が上回ったための増額でございます。

それから、29ページをお願いいたします。

(3)ですけれども、後期高齢者医療制度保険基盤安定制度負担金です。これは、低所得者などの被保険者に対しまして保険料の軽減を行うための費用のうち、4分の3を県が負担するものです。これは、省令の改正等もありまして対象者が増加をしましたので、見込み額の増ということで増額をお願いしております。

それから、下の方の3の国庫支出金の返納金につきましては、8つの事業がありますけれども、事業費の確定に伴います返納金の増

でございます。

それから、4番目と5番目ですが、4番目は、医療施設耐震化の臨時特例基金の積立金の分で運用収益が出ますので、その分を増額で組んでおります。それから、5番目も、同じように地域医療再生基金積立金の運用収益の増の分で積み立てを予定しております。

30ページをお願いいたします。

医務費、それから保健師等の指導管理費ですが、その説明欄にも書いてありますように、見込み額の減に伴う分としての減額の補正でございます。

それから、31ページをお願いいたします。

債務負担行為の関係でございますが、医療施設の耐震化整備事業につきまして、先ほど、耐震化の整備事業の分で、今年度実施する事業所が1カ所ということで御説明いたしました。この21年度から事業経費の補助を行うことにしておりますが、その21年度の交付の決定に当たりまして、22年度に支出する分の債務負担行為を行うもので、6,400万円余の分で債務負担行為をお願いしております。

医療政策総室は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

32ページからお願いいたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

右の説明欄1の社会福祉諸費の増は、今年度、特に多額の医療費、具体的には、760万円余を要する案件が突発的に発生したことなどによります育成医療費の所要見込み額の増でございます。

次に、公衆衛生総務費でございます。

右の説明欄3の健康づくり推進費でございますが、1億3,390万円余の減額をお願いしております。

内訳でございますが、(1)のがん対策推進

事業につきましては、国庫補助事業のメニューの一部が本年度廃止されたことに伴い、所要見込み額が減となったものでございます。

(2)の特定健康診査等実施事業及び(3)の市町村健康増進事業の減額につきましては、市町村における所要見込み額の減によるものでございます。

33ページをお願いいたします。

6の特定疾患対策費の増額につきましては、受給者数の増等による所要見込み額の増でございます。

次に、7の母子医療対策費の増額につきましては、(1)未熟児養育医療費と(2)小児慢性特定疾患治療研究事業の所要見込み額の増によるものでございます。

9の妊婦健康診査費でございますが、これは市町村における所要見込み額の増によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

予防費でございます。

説明欄2のハンセン病療養所等入所者家庭生活援護費の減額は、所要見込み額の減によるものでございます。

以上、合わせまして7,679万2,000円の増額補正をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

35ページをお願いいたします。

まず、災害救助費でございますが、8万1,000円の減額といたしております。これは、災害救助基金積立金の前年度運用利息の確定に伴う減額でございます。

次に、公衆衛生総務費でございますが、2億1,300万円余の減額といたしております。これは、主に肝炎対策事業に係る医療費等の所要見込み額の減に伴うものでございます。

次に、結核対策費でございますが、734万

円余の減額といたしております。これは、主に結核患者医療費の所要見込み額の減に伴うものでございます。

36ページをお願いいたします。

予防費でございますが、6,831万円余の減額といたしております。これは、主に(4)の新型インフルエンザ対策費の減によるもので、入院担当医療機関に対する感染防護具及び人工呼吸器の整備事業において、実施医療機関数が計画を下回ったことに伴う国庫補助金の内示減によるものです。

次に、食品衛生指導費でございますが、5,400万円余の減額といたしております。これは、主に、2の乳肉衛生費のうちのBSE食肉検査体制整備事業について、BSE検査に使用するキットの購入価格の減に伴う国庫補助金の内示減によるものでございます。

37ページをお願いいたします。

最後に、下段の元金でございますが、407万円余の減額といたしております。これは、災害援護資金貸付金償還金の減額でございますが、過去の災害で被災された世帯への貸付金について被災者からの返済金等を国に償還するもので、市町村から県への償還金が当初見込みより減額になったことによるものでございます。

以上、健康危機管理課分として3億4,692万円余の減額補正となっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。よろしくお願い申し上げます。

資料の38ページをお願いいたします。

まず、資料2段目の生活衛生指導費でございますが、右の説明欄のとおり16万9,000円の減額といたしております。これは、生活衛生営業振興対策事業に係ります国庫補助金の基準額変更に伴う減額でございます。

内訳といたしましては、理容、美容、クリ

ーニング業など、生活衛生施設に対します融資などを指導いたします経営指導員の人件費の基準額が引き下げられたことによるものでございます。

次に、資料4段目の薬務費でございますが、11万7,000円の減額としております。これは、説明欄の(2)薬価等基準調査費に係ります国庫委託金の内示額が変更になったことに伴う減額でございます。

その内訳は、後発医薬品の安心使用及び啓発事業に係ります報償費、旅費等の費用の減によるものでございます。

以上、薬務衛生課といたしましては、335万円余の増額補正をお願いしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 健康福祉部の総括説明が終わりましたので、ここで5分間休憩とらせていただきたいと思います。

午前10時56分休憩

午前11時3分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開したいと思います。

環境生活部におきまして、駒崎環境生活部長に総括説明を、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

駒崎環境生活部長。

○駒崎環境生活部長 それでは、環境生活部の議案につきまして御説明申し上げます。

今回御提案申し上げます議案は、予算関係2議案でございます。

第1号議案の平成21年度熊本県一般会計補正予算につきましては、増額項目と減額項目がございますが、差し引き総額1億2,700万円余の減額補正をお願いいたします。

主な補正は、国の緑の分権改革に関連したクリーンエネルギー調査事業の実施に伴う増

額及び国からの追加交付に伴う熊本県環境保全基金及び熊本県消費者行政活性化基金の積み増しによる増額、水俣病総合対策費等の扶助費が当初見込みを下回ったことによる減額などでございます。

また、平成21年度から平成22年度への繰越明許費としまして、クリーンエネルギー調査事業等の3事業で、総額3億9,000万円余をお願いいたしております。

ほかに、平成22年4月1日から業務を開始する委託事業につきまして、3月中に入札等の事務手続を終える必要がございますので、1億5,100万円余の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

次に、第15号議案平成21年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算でございますが、総額1億800万円余の減額補正をお願いいたしております。

主な内容は、チッソ株式会社からの償還額が見込みより増加したことに伴う同社への貸付金の減額及び財源更正でございます。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして266億3,900万円余となります。

最後に、水俣病問題につきまして、最近の状況を御報告申し上げます。

開会日におきます知事の議案説明にありましたように、被害者の早期救済に向けた動きが加速しており、1月22日に熊本地方裁判所から和解の勧告がなされ、和解協議が始まっております。

2月12日には救済対象者の判定方法についての協議、続く2月26日には救済対象者の範囲についての協議が行われたところです。今後、3月15日と3月29日にも協議を行う予定でございます。

和解協議の成立とその結果を踏まえた救済措置方針の策定により、裁判中の方もそうでない方も等しく早期に救済が受けられるよう

に、県としてもしっかりと取り組んでまいりますので、引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上が今回御提案申し上げております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

説明資料の49ページをお願いいたします。

環境政策課の補正予算でございますが、まず、一般会計につきまして御説明申し上げます。

まず、2段目の公害対策費をごらんいただきたいと思っておりますけれども、説明欄の1の職員給与費としまして1,965万円余の減額補正を計上しております。これは、平成21年度の職員数及びその給与額の確定に伴い、当初予算計上額との差額を補正するものでございます。

職員給与費の補正につきましては、各課とも同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきたいと思っております。

なお、環境生活部合計で4,414万円余の減額補正をお願いしております。

それでは、1段目の計画調査費でございますが、エネルギー対策費として1億9,862万円余の増額補正を計上いたしております。

内訳としましては、説明欄の1の(1)の新規事業、クリーンエネルギー調査事業でございますが、2億104万円余の増額をお願いしております。これは、国の2次補正予算に計上されました総務省の緑の分権改革関連の事業で、クリーンエネルギー資源の把握及びその活用に関する全額国庫の調査事業でございます。庁内及び市町村の要望を取りまとめまして総務省に提案をしております。

なお、現在、総務省におきまして、各県から提案された事業の審査が行われており、本

県の提案が採択されれば、国からの委託事業として調査を実施することになります。

次に、(2)の電源立地地域対策交付金事業、(3)の交付金事務交付金事業につきましては、国庫交付決定額の減に伴う減額、それから(4)のくまもとソーラー普及拡大事業につきましては、事務費の執行残に伴う減額と国の経済対策に伴う交付金等を最大限活用するため、財源を更正するものでございます。

次に、説明欄の2の下段の公害対策費でございますけれども、説明欄の2の環境保全基金積立金でございますが、1,302万円余の増額補正を計上しております。これは、9月補正で計上しました国の地域グリーンニューディール基金につきましては、国から追加交付がされたことによる県の環境保全基金への積み増し及び基金運用利息を計上したものでございます。

50ページをお願いいたします。

説明欄の3の環境立県推進費としまして5,283万円余の減額補正を計上しております。

(1)の干潟等沿岸海域再生推進事業につきましては、委託事業の中止による減額、(2)の市町村地球温暖化対策推進事業につきましては、市町村への交付決定額確定に伴う減額でございます。

次に、チッソ県債償還等特別会計繰出金でございますが、1,006万円余の減額補正を計上しております。これは、チッソ県債特別会計におきまして、今年度発行する特別県債の額及び貸し付け利率が当初見込みより少なかったことに伴う一般会計から特別会計への繰出金の減額でございます。

以上、合計で1億2,909万円余の増額補正となっております。

51ページをお願いいたします。

このページは特別会計の補正でございますが、チッソ金融支援の抜本策に基づき、チッソの前年度の経常利益から算出するチッソからの償還額が当初の見込みより多くなったこ

とに伴い、国庫補助金分の財源更正と特別県債による貸付金を減額するものでございます。

あわせて、特別県債の発行利率が当初見込みより低かったことに伴う償還利子の減額も行っております。

以上、特別会計の合計で1億806万円余の減額となっております。

次に、52ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございますが、今回設定をお願いするのは、環境生活部では、いずれも環境政策課分でございます。

まず、先ほど一般会計で増額補正をお願いいたしましたクリーンエネルギー調査事業で2億100万円余を、それからくまもとソーラー普及拡大事業で7,100万円、それから市町村地球温暖化対策推進事業で1億1,865万円余、合計3億9,070万円余でございます。

いずれの事業も工期が来年度の4月以降までかかることが想定されるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

環境政策課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○宮下環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の53ページをお願いいたします。

公害規制費として、説明欄1に示しておりますが、公害監視調査費229万円の減額補正をお願いしております。

(1)の環境放射能水準調査費は、雨水等の放射能調査を実施している事業でございます。(2)の化学物質環境汚染実態調査費は、規制基準の設定されていない化学物質のモニタリング等を実施しているものでございます。いずれも全額国庫委託の事業でございます。国庫委託費の減額に伴う補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

54ページをお願い申し上げます。

2段目の計画調査費2,000円の減は、全国水需給動態調査に伴う国からの委託費減に伴う減額補正でございます。

3段目の公害対策費600万3,000円につきましては、人事交流による派遣職員に係る給与負担金の増でございます。

4段目、一番下でございますが、公害規制費2,380万円の減額補正は、説明欄(1)水質環境監視事業、これは水濁法に基づきまして公共用水域の常時監視をやっておりますけれども、その調査分、それから、同じく(2)の地下水質監視事業、これも同じでございますけれども、それぞれ委託に伴う入札の執行残でございます。

さらに、(3)水質環境重点調査事業、これにつきましては、有明海、八代海で水質環境基準未達成の地域におきまして重点調査をやっておりますけれども、いずれも一般競争入札に伴う執行残の減額補正でございます。

水環境課、合計で1,759万6,000円の減額をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岡部自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料の55ページをお願いします。

上段の鳥獣保護費ですが、鳥獣保護センター改修事業の補正でございます。

センターの業務内容見直しに伴い、経済対策として、つり橋等の撤去費用を御承認いただいたものですが、入札の実施に伴い工事費の最終見込み額が出ましたので、その差720万円の減額、それと、国庫の有効活用を図るため、財源更正をあわせてお願いするものです。

なお、つり橋、シカ園、野鳥園等の撤去工

事は3月中には終了予定でございます。

自然保護課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

56ページをお願いいたします。

まず、環境整備費につきまして総額1,263万4,000円の増額をお願いしております。

右側の説明欄の1の産業廃棄物対策費の98万3,000円の減額につきましては、(1)から(4)までの事業の入札に伴う執行残でございます。

2の産業廃棄物等特別対策事業費は、産業廃棄物税を活用して行う事業でございます。

まず、(1)の管理型最終処分場立地交付金事業は、新增設されます管理型最終処分場が立地いたします市町村への交付金でございますが、今年度は、交付対象となります市町村からの交付申請がございませんでしたので、減額するものでございます。

(2)及び(3)の事業は、補助金の交付決定に伴う所要額の減によるものでございます。

57ページをお願いいたします。

(4)及び(5)の事業は、入札に伴う執行残による減額でございます。

(6)の産業廃棄物税基金積立金は、産業廃棄物税収を活用して行います事業の残額等を産業廃棄物税条例で定めます用途事業に充てるために積み立てるものでございます。そのため、2の産業廃棄物等特別対策事業費全体で2,246万9,000円の増額をお願いするものでございます。

57ページの最下段でございますが、当課計といたしまして492万2,000円の減額をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○野田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

資料の58ページをお願いいたします。

水俣病保健課総額で2億5,000万、人件費含めまして2億7,000万余の減額をお願いしております。

まず、公害被害者救済対策費でございます。

(1)、(2)の事業とも補助事業者の申請額が当初見込みを下回ったものによる減額でございます。

続きまして、2番目の水俣病総合対策事業費でございます。

(1)の水俣病総合対策費等扶助費でございます。これは、保健手帳を所持しておられる方に支給しております医療費等の所要見込みの減によるものでございます。

2番目の水俣病総合対策事業、これは、健康管理事業をやっておりますが、その健康管理事業におきます健康診査の受診者の減による減額でございます。

3番目の胎児性・小児性患者等の生活支援事業でございます。これにつきましても、補助事業者の申請額が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

3番目の国庫支出金返納金でございます。これにつきましては、過年度の水俣病総合対策事業におきまして、国庫補助金の受け入れ済み額と今回確定しました交付確定額の差額を精算するものでございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

59ページに、水俣病保健課、水俣病審査課とあわせまして債務負担行為の補正をお願いしております。

まず、上段の水俣病総合対策事業等委託業務で9,000万余でございますが、これは、総合対策事業、医療費をいろいろ払っております、医療費を支払っておりますその業務に対しまして、熊本県国民健康保険団体連合会等のそういった団体に対しましてレセプトの集計業務の委託、そういったものを4月1日か

ら始めるために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、下段の水俣病新救済策関係業務につきましては、委員御承知のとおり、現在、平成22年5月1日から新救済策の受け付けを開始するというようなことで今協議が進んでいるところでございます。5月1日からの受け付けをスムーズに実施するために、新たな電算システムの開発、それと広報関係の業務、そういったものを早目に着手する必要があるということで、今回債務負担行為の設定をお願いしているものでございます。

水俣病保健課、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

資料の60ページをお願いいたします。

2段目部分の公害保健費でございますが、2,260万6,000円の減額補正をお願いしております。

その内訳といたしましては、右側説明欄にありますとおり、水俣病総合対策事業費ですが、これは、水俣病認定申請につきまして、県処分が出るまで長く待たれておられる方に医療費などを支給しております治療研究事業扶助費の所要見込み額の減によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小原食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。

資料の61ページをお願いいたします。

まず、上段の消費者行政推進費でございますけれども、1億56万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

2の消費者行政推進費として8,500万円余の増額でございます。

その主な内容といたしましては、(2)の地方消費者行政活性化事業として724万円余の増額でございます。これは、国の要領改正に伴いまして、市町村の消費生活相談員の人件費に対しても基金を活用することが可能となりましたことから、市町村への補助金の追加分等を計上しているものでございます。

(3)の熊本県消費者行政活性化基金積立金として7,800万円余の増額でございます。これは、平成20年度末に国からの交付金を財源に2億5,200万円の消費者行政活性化基金を造成しており、今回追加交付があったことから基金へ積み増しするものでございます。

下段の中小企業振興費でございますが、130万円余の減額補正をお願いしております。これは、登録貸金業者数が当初見込みより減少したことによる指導監督経費の減少でございます。

以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○高野交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課でございます。

資料の62ページをお願いいたします。

中段、諸費の37万5,000円の減額をお願いしております。これは、社会参加活動推進費の犯罪被害者等支援推進事業におきます国庫委託額の減によるものでございます。

当課合計、職員費を含めまして528万6,000円の増額をお願いしております。

よろしくお願いいたします。

○吉田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料63ページをお願いいたします。

上段の諸費でございますが、右の説明欄のとおり、人権啓発推進費3,004万円余の減額をお願いいたしております。

内訳でございますが、(2)の人権啓発活動市町村委託事業、888万円余の減額をお願い

いたしております。この事業は、市町村が人権啓発活動を行うに当たり、法務省の委託事業という手法で全額国庫で実施するものでございますが、国庫委託額が確定したことに伴います減額でございます。

また、(3)の広報・啓発事業でございますが、1,555万円余の減額をお願いいたしております。これは、私どもの課で実施いたします各種広報・啓発事業に係る予算でありまして、上記と同じ法務省の委託予算が含まれております。その国庫委託額の確定に伴う減額及び入札に伴う執行残等を減額するものでございます。

下の段の社会福祉総務費でございますが、右の説明欄の2の地方改善事業費でございます。42万円余の減額をお願いいたしております。これは、市町村が実施いたします隣保館の運営やその指導事務費でありまして、国庫補助額の確定に伴う減額でございます。

以上、総額で3,412万円余の減額をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池田和貴委員長 次に、若本病院事業管理者に総括及び内容の説明をお願いいたします。

○若本病院事業管理者 病院局でございます。

病院局関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案させていただいておりますのは予算関係1議案でございます。

第20号議案の平成21年度熊本県病院事業会計補正予算でございますが、詳細説明も含めまして、私の方で一括して説明させていただきます。

資料は、64ページから66ページでございます。

64ページをお願いいたします。

収益的収支におきましては、収入面で新規外来患者の抑制に伴う入院及び外来収益の減により1億円余を減額し、支出面におきましては、職員の新陳代謝等に伴う給与費の減や経費の節減等による9,800万円余の減額をお願いしております。

また、資本的収支におきましては、建設改良費の入札に伴う執行残の減額をお願いしております。

65ページをお願いいたします。

支出の内訳でございますが、医業費用のうち、職員の人事異動、職員手当の実績等により給与費を6,000万円余、患者数の減に伴い給食等の材料費を1,500万円余、委託内容の見直しによる節減等によります経費を2,200万円余減額するものでございます。

次に、特別損失でございますが、過年度損益の修正につきまして、公営企業会計の取り扱いに準拠して特別損失として計上したものでございます。

次に、資本的支出ですが、経済対策分として計上しておりました地上デジタルテレビ整備の入札の執行残を減額するものでございます。

また、66ページをお願いいたしますが、債務負担行為の設定をお願いしております。

こころの医療センターの業務のうち、平成22年4月1日から業務を開始する施設管理等の業務委託につきまして債務負担行為を設定するものでございます。

これによりまして、病院局の補正予算後の予算総額は、収益的収支におきましては、収入面で14億9,000万円余、支出面で14億8,200万円余となり、収支の均衡を確保する見込みでございます。

以上が今回の議案の概要です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受け

たいと思います。

質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 インフルエンザについてちょっとお伺いしたいんですけれども、もう既に全国でも2,000万人以上の方がかかれて、ある程度終息の方向に今いっているかと思えます。

その中で、新型インフルエンザのワクチンの問題、国内産がもう既に各医療機関で余っているような状態が今出てきているかというふうに思っております。ただ、このワクチン自体が国との受託契約で今多くの人たちに打っているわけなんですけれども、今予防接種する方が減ってきておまして、そのワクチン自体を実は返したいんですけども、一たん問屋を出してしまうと、それが返せないという状況にあります。熊本市内の医療機関、小児科が中心なんですけれども、そこでの調査でいくと、金額にして約700万弱ぐらいの在庫があると。だけど返すに返せないと。負債の状態になっている。

ただ、このインフルエンザ自体が、またさらに再燃する可能性もあるので、その部分に関してはまだ持っけてもいいのかなということもありますけれども、ただ、来年になってしまうと、新たな新型インフルエンザプラス季節性のワクチンというふうな流れに今なっているかというふうに思いますので、当然廃棄しなきゃいけないようになってくると。その場合に、やっぱり国に対して買い取りをしてもらうというふうな方法、返却ができるというふうな方法をぜひ考えていってもらわなきゃいけないんですけれども、まず県内の新型インフルエンザの問屋を出ていったワクチンの在庫、病院にたまっているもの、一体どの程度あるのかというのがまず第1点教えてほしいんですけれども、そして、それが返せるか返せないかという部分。

ついでにもう1つ、輸入ワクチンの話が一

時出てきておりました。各医療機関に対しての調査がかかってきておりましたけれども、多くの医療機関で使用しないというようなことで、恐らく熊本県には入ってきてないんだろうと思いますけれども、この輸入ワクチンに関して国の方から強制的に各県当てに割り当てがあるのか、それを使わなきゃいけないのか、その付近の話を少し教えていただければと思います。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

1点目の県内の在庫量でございますけれども、2月10日時点で調査いたしました県内の受託医療機関にあります在庫は、回数にして約1万1,000回分の在庫量となっております。これは、今、藤川委員から御指摘ありましたように、国は返品をまだ認めておりません。これは、流行の第2波等も考慮しておるものでございますけれども、在庫が生じた経緯等につきましては、当初ワクチンの供給が不足しておりましたので、優先接種者の方々が、できるだけ接種を確実にするために、多くの医療機関、複数の医療機関にまたがって申し込みをされた。あるところで接種ができたので、ほかのところをキャンセルされた、あるいは接種待ちの間に罹患して予約をキャンセルされるということがあって在庫が生じているということであるというふうに認識いたしております。

したがって、この在庫問題につきましては検討をしていく必要があろうと思っておりますけれども、ただ、同じ2月10日時点で新たに受託医療機関から申し込みがあった分が約8,400回分ございます。そういうこともありまして、在庫としては徐々に減少していくということを見込んでおりますけれども、ただ、在庫の偏在等もあろうかと思っておりますので、少しでも在庫を減らすように国としてもスキームを示しました。そのスキームといい

ますのは、受託医療機関の間で合意を整えていただければ、一定の条件のもとに卸業者さんを経由して受託医療機関間のワクチンの融通を認めるというものでございます。

本県におきましても、このスキームを活用しまして、卸業者さんたちと協議させていただきまして、そのスキームを整えているところでございます。

2点目の返せるかというところでございますが、これにつきましては、これまで、全国衛生部長会議等の場で、国のたび重なる方針変換に伴います現場の状況等について、国に現状を申し上げ、今後の方針について議論をしてきたところでございますが、その時点は、1月20日時点でございました。まだ卸在庫が多く、医療機関在庫については余り問題になっていませんでしたけれども、ただ、予想はされましたので、返品についての議論がされたところであります。ただ、十分な議論はまだの状況でございましたので、今後国も検証を進めるという指示が出ているというふうに聞いております。

本県におきましても、今検証作業に着手したところでございます。そういった中で課題を整理しまして、国に要望をしまいたいというふうに考えております。

それから、3点目の都道府県に輸入ワクチンを押しつけるようなことがないかという御懸念でございますが、これにつきましては、国産と輸入ワクチンともに、現在は都道府県の配分量の希望数どおりに配布をしております。そういう中で、本県としては、国産、輸入とも、ここ2回の国の調査に対して申し込みをいたしておりません。したがって、国から輸入ワクチンが県に配分されてはおりません。ただ、国が輸入ワクチンを国立医療機構で治験に使う分、全国で2,300人分が配分されていまして、本県では220人分しか輸入ワクチンは県内に入ってきておりません。

そういうことがありまして、今後も輸入ワ

クチンについて希望をいたしませんので、国からの押しつけについては心配ないものというふうに考えているところでございます。

○藤川隆夫委員 ありがとうございます。

恐らく今後、インフルエンザ、先ほど言っている、新規でも8,400回分申込みがあったというふうな話もありますので、これからも少しずつは動いていくんだろうと思いますけれども、最終的に今のワクチンの期限が、大体見ていると来年の1月前半ぐらいに期限切れのやつが多いので、ぎりぎりまで待ったとして、また新しい新型ワクチンと季節型のまじったワクチンが出てきた段階で、残っている分に関しては、ぜひ国に対してやっぱり買い上げをしてもらわないと、やはり医療機関協力しにくい状況になるかと思っておりますので、その部分は踏まえてやっていただければというふうに思っていますが、その部分強く国に対して言っていただければと思います。よろしくお願ひします。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございませんか。

○鎌田聡委員 12ページ、社会福祉課の生活保護扶助費で、生活保護費が所要見込み額よりもふえているということで記載がされておりました、6,400万ぐらいの増ということですが、補正でこれだけの額ということ——これは、当初どのくらい見込んでおって、現状どのくらいになっているのかということで教えていただきたいと思ひます。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

これは、県が所管しますのは、郡部、いわゆる町村分です。当初予算で27億1,700万の予算組んでおります。それに対しまして、今回6,400万増額で、最終的には27億8,100万と

いう数字になっております。

○鎌田聡委員 今大体町村分でどのくらいの世帯が生活保護を申請されているんでしょうか。

○坂田社会福祉課長 直近の1月末の状況でございますけれども、保護世帯数で1,421世帯、保護人員で1,886人、保護率、千分比で申し上げますと4.64パーミルということでございます。

県下全体申し上げますと、熊本県で1万4,873世帯、それから保護人員が2万2,733人、保護率が11.16パーミルというふうなことで、県が所管しておりますのは、大体これの1割、県全体の1割という状況でございます。

今保護がふえているというふうなことで申し上げますけれども、昨年の1月現在が、県下で1万3,342世帯、人員が1万7,810人ということで、世帯数にしまして1,531世帯、それから人員で2,163人ということで、一昨年に比べますと倍以上の伸びになっていると。その前の20年1月と比較いたしますと、682世帯の世帯の伸びに対しまして1,531ということで、倍以上伸びていると、そういう状況でございます。

○鎌田聡委員 昨年から比べると倍——もつとですね。ということになってはいますけれども、これでちょっとわかりづらいのが、国と県の支出割合というか、その下に県費負担金というのが314万上がっているんですけども、もともと生活保護費—その横を見ると国支出で4,800万で、一般財源で県費が1,916万となっていますけれども、この辺どういう区分けになっているんでしょうか。

○坂田社会福祉課長 6,700万のうちの4分の3が国の負担、4分の1が県負担という状況でございます。

○鎌田聡委員 じゃあその下の県費負担の314万というのは何なんですかね、(2)。

○坂田社会福祉課長 この県費負担と申しますのは、これは、居住地がはっきりしない、あるいは明らかでない場合といいますか、これについては、基本的にはそういった4分の1と4分の3がございまして、生活保護の場合は、居住地保護というのが原則でございます。ところが、行旅病人とか住所がない方、全国的にホームレスとか住所の定まらない方については、これは熊本市を除きますけれども、市の負担にするというのは非常に酷であるというふうなことで、この市の負担分の4分の1を県が持つと。県費負担、全額県が持つというふうになっています。そういった形での数字でございます。

○鎌田聡委員 じゃあその住所がはっきりしないというのは、国は出さないということですか。

○坂田社会福祉課長 国が4分の3出して、本来ですと市負担が4分の1ですけども、それを県が持つということでございます。

○鎌田聡委員 4分の3が国で、4分の1が県だったでしょう、生活保護費自体が。知事が持つというのは——。

○坂田社会福祉課長 はい。

県内24福祉事務所がございまして、郡部、町村部については、4分の1を県が持ちます。それから、市の分については、これは市が持ちます。だけれども、そういった現在地保護された方については市に負担させるのは酷であるということで、その分を県が肩がわりして持つということでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。結構です。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございませんか。

○岩中伸司委員 坂田課長にまた。

今のページでいくならば11ページで、これは、住宅手当緊急特別措置事業の分はマイナス7,393万ですか。これは利用が少なかったということですが、現状はそういう状況ですかね。

○坂田社会福祉課長 これについても県と市がそれぞれ役割分担して持っておりますけれども、当初で681人、県分、町村分を予定いたしておりましたけれども、これは、国の算定方式に基づいて、県の方で、各県一緒ですけども、1月末で12名の利用にとどまっているということでございます。

○岩中伸司委員 それは見込みよりもかなりそうしたら少ないということで、現状は、そういう方があって手が届かないのか、チェックができていないのか。

○坂田社会福祉課長 国の算定方式で計上いたしましたけれども、持ち家率とか、それからほかの施策で可能な方という、そういう方を省いてこういった数字になっておりますけれども、想定したより少なかったというふうなことです。

もちろん私どもいろんな形でPRというか、やっておりますけれども、当初より少なかった。これは県全体で見ましても3,278名余を予定いたしておりますけれども、現状では247名という状況で、熊本市が一番多いというふうな形になっておりますけれども、その辺の状況というか。

もうちょっと私どもいろんな形でPRして

って利用はしていただきたいんですけども、なかなかハローワーク、そういうところにも利用促進というふうなことで、2月からハローワーク熊本に住居生活支援アドバイザー2名配置いたしておりますし、それから各福祉事務所においても住宅確保指導支援員というのを県下18名配置して、PRはいたしております。

○岩中伸司委員 わかりました。現実どういう実態なのか、PRをしてもなかなか届かないというのもあると思うんですが、それと絡むとは思いませんけれども、次の12ページに、頭に6で緊急雇用、これは労働雇用課の関連もあるということだったんですが、新たに9億1,688万ですか、こういうことでの補正ですが、これとの絡みはないんですかね。

○坂田社会福祉課長 住宅手当につきましては、セーフティーネット補助金というのがございまして、そういった中で大体国の算定に基づいて算定した額を国の方に申請いたして、そして内示を受けて決定と、事業の推進というふうなことになるんですけども、今回、こういった住宅手当、あるいは緊急一時保護、緊急一時宿泊所とか、あるいは公営住宅の間仕切り改修とか、そういったものを含めまして、この9億1,000万円の追加交付。

ですから、従来はそういった方に国に申請してから交付決定を受けるというのを、今回この基金でいただきましたので、使いやすいといいますか、1回1回国に申請する必要がないということになりますけれども、そういった住宅手当もこの中に全部含まれております。

○岩中伸司委員 そうしたら、これは基金としてやるんで、自由にそういうのがいつあっても対応できるという体制をとったということで理解していいんですか。

○坂田社会福祉課長 そうでございます。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございませんか。

○鎌田聡委員 財産の無償譲渡ということで、県立の社会福祉施設の無償譲渡のことで提案されておりますが、これは、それぞれの無償譲渡の相手方が出ておりますけれども、これ以外のところから、何か自分のところがやりたいとかいう話は全くなかったんですね。

○前田障害者支援総室長 民営化については平成18年から準備をしてきたところでございまして、各福祉団体にも県立施設の民営化については皆さん周知の状況ではございましたが、現在まで、ほかの団体等からのこういうことのお尋ねについては、私どもの方としては聞いていない状況でございます。

○鎌田聡委員 あと、土地は5年間の無償貸し付けということになりますけれども、これは、土地は貸し付けになった理由というのは――建物は譲渡して。

○前田障害者支援総室長 建物については無償譲渡、土地については無償貸与ということでございまして、基本的に、県に引き続いてこういう福祉事業を実施していただくと、それから安定的に利用者処遇をやっていただくというようなこともございまして、それに必要な基本財産については、無償譲渡、無償貸与ということでございますが、土地については、一応5年間で無償貸与いたしますが、5年間ごとに見直しを行いまして、その時点で、将来、法人については一定の使用料を払えだとか買い取りができるような、そういうふうな状況になれば、それはその時点で検討

するということにしているところでございまして、団体との協定書の中にも5年ごとにといいことで盛り込ませていただいているところでございます。

○鎌田聡委員 土地の関係はわかりますけれども、極論でちょっと聞かせていただきますけれども、仮に建物は譲渡して、その建物をこの団体が、そういうことしないと思いきけれども、よそに売ることができないようにちゃんと協定になっているんですよ。

○前田障害者支援総室長 はい、協定書の中でそのあたりはちゃんと明示をしております。

○鎌田聡委員 わかりました。

○池田和貴委員長 鎌田委員、よろしいですか。

○鎌田委員 いいです。

○岩中伸司委員 今のに絡んでですが、基本的には、8つの施設を民営化というふうな動きですので、私は、この福祉関係の施設というのは、やっぱり基本的には公的に見ていくべきだと思うんですが、今説明の中でも気になったのは、財政戦略の中で基本的にそういう財政を1つ考えながらこういう措置をとらざるを得ないというふうな、県のそういうふうな今の現状は理解ができるんですけども、そうであるなら、やっぱり財政的にはより少なくなっていくというふうなことでいけば、その当該者の人たちへのサービスというか、きちんとしたこれまでのような形で努力をされていくというのが大前提になってほしいというふうに思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○前田障害者支援総室長 民営化につきましては、先ほどもお話をいたしました、平成18年から21年の4年間をかけて、民営化を引き受ける法人、施設についても検討、準備をしていただいていたところでございます。

県におきましても、民営化が処遇の低下を招いてはいけないというようなこともございまして、例えば施設の改修等も含めて民営化に向けての取り組みも行ってきたところでございます。

それから、施設におきましても、今後独立採算をやるということで、4年をかけて、これまでの給与等も、民営化に向けた給与に向けての見直し等もされまして、さらに、施設の職員につきましても、これまでの県立施設の受託施設ではなくて、みずから独立採算でみずからの責任でやっていくというような意識改革もこの4年間かけて準備をしてきたところでございますので、利用者の処遇について民営化で低下するというようなことはないように、私どもも施設の方も、これまでそういうことで準備をしてきたところでございますので、大丈夫だと思います。

○池田和貴委員長 よろしいですか。

○岩中伸司委員 利用者も含めて施設で働く人たちの労働条件もやっぱりきちんと確保されるように強く要望をしておきます。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございませんか。

○佐藤雅司委員 森枝部長の説明要旨の中にこのとりのゆりかご、2月24日に市長、それから知事が山井政務次官に会われて要望されておりますけれども、相談体制の充実と周知についてはちゃんとやりましょうということでしたけれども、検証会議への参加はちよ

っと無理だと、難しいというふうここに載っておりますけれども、どういう内容だったのか、差し支えない程度でちょっとお話をいただければと思いますけれども。

○森枝健康福祉部長 詳細は、吉田課長が同行しておりますので、課長に説明させますが、山井政務官の方で、まあまあ検討したいという返事いただいたのは、先ほど申し上げました児童家庭相談体制の充実と周知以外に、妊娠期からの相談体制や緊急対応を含めた総合的な体制の整備とか、里親制度の充実では特別養子縁組の充実、若者への命を大切に教育の徹底とか、そういったものにつきましては、まあまあ検討ということで報告を受けていますし、ただ、ゆりかごの国の関与、特に熊本市長の方から、4月から熊本市に検証会議が移りますので、そういう——知事から申したんですけれども、熊本市長の方から特に申されましたけれども、なかなか難しいというふうな趣旨の発言があったというぐあいに報告を受けておりますので、課長の方から——一緒に同行しておりますので。

○佐藤雅司委員 特に、難しいところのなぜかというところをちょっと。

○吉田少子化対策課長 今のお話と少しダブる部分あるかもしれませんが、私どもから県で事務局を務めました検証会議の国への提言事項として5つございました。今部長の方からお話ありました相談体制の充実等というのが、若者への教育までが1番から4番、4つの項目、それから5番目に、国の関与についての要望というのがございました。

実は、この最終報告の中では、その国の関与につきましては、具体的には、例示といたしまして、国の方で、社会保障審議会でも児童部会等を持っておりますので、そうした場で国の議論のテーブルに乗せていただいて、県

で行いました検証会議での結果等も踏まえて、国で全国的な問題としてとらえて議論していただきたい、あるいは調査研究もしていただきたいということを書いておりました。

それと、現場での、約20分間での蒲島知事、幸山市長の要望の中で、特に幸山市長の方から、4月からは熊本市が児童相談所を自前で設置いたしますので、これまで、県の中央児童相談所でゆりかご児童への対応、それから県の方で検証会議等をやっておりましたが、それがすべて熊本市に移ることになりますので、従来からやっておりました市の短期検証、つまり、ゆりかごの施設の安全面の検証、それから昨年11月で一応区切りつけました県でやっておりました中期検証、課題の検証、両方続けてやることになりますので、市長の方から、特に4月以降市が全責任を持って検証をやることになるので、ぜひとも国の方にも、その検証会議の委員として、あるいは会議のオブザーバーとして参加していただきたいというお願いをされましたが、その部分につきましては、国として、全国的な問題、重要な課題であることは理解できるけれども、直接国がこの問題に関与することは非常に難しいというふうなお話がありました。

その中では、特に政務官の方からは、ゆりかごについて支援をするのか、あるいはブレーキをかけるのか、この辺の判断が難しいというお話がありました。市長の方からは、支援でもなくブレーキでもなく、とにかく全国的な問題としてかかわっていただくことが大事だということで重ねて要望ございましたが、それについても非常に難しいというふうな返答でございました。

ただ、要望項目の1番から4番までにつきましては、検討し、できるものについては考えていきたいということでしたので、関与、直接は難しいということですが、提言内容については受けとめていただいたというふうに理解をいたしております。

○佐藤雅司委員 私がこの質問をしたのは——大変今具体的な説明をいただきましてありがとうございました。

従来の旧政権における考え方といいますか、新政権のメンバーの皆さん方の考え方というのは、どちらかという、逆行する話だなというふうに実はちょっと感じたんです。旧政権のやっぱりこの問題に対する従来からの考え方を踏襲したにすぎないというふうに私は考えるわけですが、新政権になって、思い切って積極的にこうした問題も、あるいは考え方の中にそうしたことで考えている人たちがたくさんいるというふうに考えますので、国の積極的な関与というのが逆にあるのかなというふうに実は素朴に感じたわけですが。したがってその質問をしましたが、なかなかそれ以上は答え難いとは思いますが、部長、何かそこら辺で感じるものがあれば——もうなければ結構でございます。

○森枝健康福祉部長 中身としては、提言の中にもありましたように、これは一熊本県とか一熊本市の問題ではないと思いますので、今回は、なかなかそういう回答というか、返事でございましたが、ただ、我々としては、いろいろな機会も、そしてまた、今後も国に何らかの形でもう少し受けとめてもらうような努力はしてまいりたいというぐあいに思っております。

○池田和貴委員長 佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤雅司委員 はい。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございませんか。

○藤川隆夫委員 全然環境の方が質問がないので、水俣病の話を少し聞かせていただきたいんですけども、救済対象の判定方法についての協議と救済対象者の範囲についての協議が行われているかと思えますけれども、これに関してまだ全然詰まっていない状況というふうに考えてよろしいですか。

○野田水俣病保健課長 おっしゃるとおりでございます。和解協議の方でちょっと具体的な話出ておりますが、被害者団体といいますか、返事がまだ具体的にないという状況でございます。

○藤川隆夫委員 地方裁判所から和解を勧められて、その中で第三者委員会というのの設置の話が出てきております。これは裁判に行かれた方に対してのものだと思うんですけども、それ以外の団体の方から同じような趣旨の発言があっているのか、また、それに関してどのような方向性で考えているのか。

○野田水俣病保健課長 具体的に申しますと、出水の会の方から、同じように、自分たちが推薦する委員さんを入れるべきだという意見が出ております。それについて環境省の方は、検討しますという形の返答しか今はしていないという状況でございます。

○藤川隆夫委員 国の方はまだ今のところ返事をしていないという状況かと思えますけれども、ここに、さっき環境生活部長がおっしゃっているとおり、裁判中の方もそうでない方も等しく早期に救済が受けられる、ぜひこの方針は守っていただきたいというふうに考えております。

ついでにもう1点、保健手帳の件でちょっとお伺いしたいんですけども、現在、保健手帳は、県が2で国が8割の負担しているか

と思うんですけども、実際に使われている費用、年々ふえてきているのか、年間今幾らぐらいになっているのか、教えてください。

○野田水俣病保健課長 対象者の方は年々ふえておりまして、ことしも大体月平均400人程度ふえております。11月末までの10カ月で4,030人ほど保健手帳の所持者はふえておられます。

費用につきましては、例えば前期高齢者の方の負担というのが、公費の方は21年度から2割とか負担が出てまして、その分は、実は21年度当初予算で見て、かなり伸びるのかなという想定をしておりましたところ、今回、予算に2億8,000万ほど減額しておりますけれども、そういった意味で、こちらが想定したほど医療費も伸びていない、また、実際に年間に使われた回数も、延べで言いますと、1万6,000回ほど当初の想定よりは減っているという状況でございますので、私どもが想定したほど実際に医療費もかかっていないし医療の受診の回数も多くはふえていないのかなと、そんなふうには思っているところでございます。

○藤川隆夫委員 今度救済が広く広がってくると、当然これはふえてくるというふうに思うんですけども。その中で、実はこれ、ある程度のところまで医療費でカバーされているかと思うんですけども。このカバーできない部分というのはわかりますか。医療費で、保健手帳でカバーできる部分とカバーできない部分というのは。

○野田水俣病保健課長 一応医療費の部分でカバーできないのは、歯科と分娩。

○藤川隆夫委員 歯科と分娩。交通事故もでしょう。

○野田水俣病保健課長 そうですね。そうです。失礼しました。

○藤川隆夫委員 そういうものですね。

○野田水俣病保健課長 はい。

○藤川隆夫委員 だから、あと、歯科の場合だと歯周病だとか、あるいは、例えばアレルギー性鼻炎だとか普通の風邪だとか、もろもろ大体今のところ払っていますよね。ところが、難病の方たちというのは、難病の部分だけ、あとは3割負担しているじゃないですか。そういう意味において非常に不公平感が私はあると思うんですよね。ある意味、どこかできちっとした線引きをしてもらったり、応分の負担割合をしてもらったり、ある程度のことを考えていかないと、やはり整合性を私はとれないんだろうというふうに考えているんですけれども、この部分の返事に関しては非常に難しい話かというふうに思いますので、ぜひ県から国の方に上げていただいて、再度——一時上限とか何かあったじゃないですか、費用の。とか、その部分含めて検討をぜひしてもらわないと、あるいは県の2割負担を国に全部見てもらうとか、ちょっといろんなことを考えていかないと、県の財政をすごくこれから先圧迫してくる可能性があるんで、その部分含めて検討していただければと思います。これは要望で構いませんので、よろしくをお願いします。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか副委員長 49ページ、計画調査費についてですが、エネルギー対策費として今度新規でクリーンエネルギーの調査事業が上がっております。それに関連しまして、参考までに、緑の分権改革の今提示されている何か考え方を教えていただければと思いま

す。

○園田環境政策課長 緑の分権改革の考え方ということですがけれども、先ほどちょっと御説明しましたように、国の2次補正予算で、総務省が、緑の分権改革、昨年の12月に推進本部をつくって推進しているものなんですけれども、一口で言いますと、現在中央集権型の社会構造になっていると。例えば、人、物、それからお金もそうですけれども、地方から中央へということで、その仕組みを地方分権型の構造にしていく必要があると。基本的にはそういう考え方で、例えば、エネルギーの問題でありますとか、食料の問題でありますとか、そういうのを地方で自給するといえますか、食料でいえば地産地消という考え方もありますけれども、そういう考え方で、そういう社会転換を図っていきたいという考え方でございまして、今度、国の方で39億円の予算をつけられて全額国庫負担ということで、都道府県あるいは市町村に委託事業として実施するというところで取り組みをされております。

それで、県としてもぜひ有効活用したいということで、先ほど、2億円余なんですけれども、事業提案をしているところでございます。

まだ国の方も予算が確定したばかりということで、まだ採択——内示はあっていないんですけれども、3月中旬ぐらいには内示があるんじゃないかなということで、その内示があれば、県としても、クリーンエネルギー関係の事業、今提案しておりますのが、県の事業で10事業ぐらい、それから5市町村で7事業の提案を行っておりますので、そのうちどれくらい採択されるかという問題ありますけれども、採択され次第、その調査事業に着手していきたいというふうに思っております。

○山口ゆたか副委員長 今回の調査の選別と

か、そういうことによってこの緑の分権改革の一定の方向性がちょっと見えてくるのかなと個人的には感じておりますけれども、委員会においても、この分権改革が目指すその方向というのもまだあいまいなところもあるので、情報がわかり次第、委員会において説明いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○園田環境政策課長 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第15号、第20号、第23号から第24号まで、第27号から第29号まで及び第37号について、一括して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外9件について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外9件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、3月18日に後議の委員会がありますので、本日は、急ぐ必要のある案件についてお願いしたいと思います。

何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時6分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長